

平成27年第3回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年8月7日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成27年8月7日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成27年8月7日午前11時32分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
○ 出 席	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
× 欠 席	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	2 番	山 口 定 君		1 番	井 上 正 旦 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	小 山 康 人 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	綾 部 保 基 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	中 山 昇 洋 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君		生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	熊 本 秀 樹	

平成27年第3回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年8月7日 午前9時開会

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会期の決定について

日程3 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町一般会計補正予算（第3号））

日程4 議案第64号 玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事請負契約について

日程5 議案第65号 玄海みらい学園グラウンド整備工事請負契約について

日程6 議案第66号 玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事請負契約について

午前9時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（中村大輔君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、2番山口定君、1番井上正旦君を指名いたします。

日程２ 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程２．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日８月７日の１日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日８月７日の１日間とすることに決定いたしました。

日程３ 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町一般会計補正予算（第３号））

○議長（上田利治君）

日程３．議案第63号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

おはようございます。本日は、平成27年第３回玄海町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、提案をしております案件は、専決処分の承認が１件、契約案件が３件、合わせて４件でございます。

まず、議案第63号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第179条第１項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第３項の規定により、これを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、平成27年度一般会計補正予算（第３号）でございます。

皆様、既に御存じのとおり、本年６月に開催されました第35回全日本バレーボール小学生佐賀県大会におきまして、玄海ジュニアバレーボールクラブが見事優勝をし、今月11日から14日まで開催されます全国大会への出場が決定をいたしております。

この大会は、全国小学生バレーボール最大の大会でありまして、昨年の佐賀県大会におき

まして、玄海町のみならず、唐津・東松浦地区のクラブチームとしても、県大会を制覇したのは初の快挙でありまして、大いに盛り上がったことは記憶に新しいところでございます。

今回、玄海ジュニアバレーボールクラブは、勝ち上がることも難しいと言われる佐賀県大会において連覇という偉業を達成されております。玄海ジュニアバレーボールクラブは、玄海町内の小学生14人で構成をされており、本町のスポーツ振興の面からも、助成金を交付したいと考えたところでございますが、全国大会出場が決まったのが6月下旬であったため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

歳入歳出予算の総額に変更はございません。

補正予算の内容としましては、議案の4ページ、5ページをお願いいたします。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費に、少年スポーツ交流事業助成金963千円を計上するものでございます。

また、この財源といたしましては、14款予備費から充用するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

玄海町のジュニアバレーボールクラブは、町長が言われましたように、県大会で連覇して、また全国大会に行くということは大変うれしいことだと思っております。専決に対して異議はありませんけれども、まず、今回963千円計上されておりますが、去年はジュニアバレーボールクラブのほうから収支予算書が出て、それに対してどのくらいの比率で補助をされたものか。それと、またことはどれだけ補助されるものか、パーセントですね、それについて答弁下さい。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

比率で申し上げますと、今すぐちょっと答弁できませんけれども、去年は1,420千円助成をさせていただいております。

ただし、この中には新着のユニフォーム代が実は含まれておりましたので、そのような金額になったところでございます。しかも、今回は14人というふうに参加選手が少なくなっております。もちろん、監督、コーチの分も含めておりますけれども、そういった形で少しメンバー自体が縮小されているということもありまして、今回は963千円ということで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長から答弁もらいましたけれども、今回ユニフォームをつくらなかった。と、14名という人数も減ったということですが、実際のところ、課長のほうから昨年度と今年度のパーセントとかはわからないんですかね、どんなですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

昨年、補助率を60%ということで交付しております。この補助率の60%につきましては、平成25年度の予算査定の中で、今後、地方交付税等の交付団体になる見込みで、財政的には厳しくなるということで、昨年は60%にしております。本年度については、3カ年で50%まで補助率を落とすようにということで査定の中で言われておりましたので、今回は補助率を、選手につきましては14名と、あと監督、コーチにつきましては4名いらっしゃるの、その方たちの旅費、宿泊費を含めて5割ということで交付をしております。これにつきましては、玄海町の教育委員会の補助金交付要綱に基づいて交付をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

課長、もう少し大きい声で言うて。

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

交付要綱の中に、当初は60%、あと3カ年は次の年から50%になるということで、もう完全にうたってあるわけですかね、どんなですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

交付要綱の中で毎年改正をいたしまして、ことしは50%ということで、交付要綱の中であつております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

全国大会に行くということも余りないわけですよ、こういった機会です。

ただ、50%になると、確かに人数と、スタッフさんたちの分で50%ですが、もちろん自分で負担しなくちゃならない部分もあるかと思います。その中には記念タオルもつくられております、いつもですね。花火大会のときに売る記念タオルをつくってありますけれども、調べたところ、167千円ほどお金をかけてつくられておりますが、花火大会がなかったのも、それを売る機会がないわけですよ。花火大会のときに売ればよかったんですけども。だから、きょう議会のほうでも、議員はみんな3枚ぐらい買ってくれということで、そういった協力もせにゃいかんだろう。もちろん皆さん、そうめんとか、そういったところも買って協力しているところがございます。そういったところでタオルが売れなかった。

それと、あと監督さん、指導者さんですね。指導者さんたちもほとんどボランティアでされているわけですね。そういった方々にまた負担をしてもらうというのも、なかなか大変ではないかなと思って、少なくとも指導者さんの分とか、そういった分は町のほうでも負担できたらいいのではないかなと、そんなふうを考えていますけど、その点についてはどんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、教育課長が答弁しましたように、今回は50%ということで助成をさせていただいておりますけれども、もちろん、選手だけではなくて、監督、コーチの分もその中に入れさせていただいておるのが現実でございます。

それと、これはもう、ほかの、例えば、玄海町内の一般の方からもカンパというか、寄附金を募って少し集めさせていただいておりますので、その金額が実は私どもの助成する金額

ほどになっておりますので、そういう意味からすれば、負担は少し軽減をされているのではないかというふうに期待はいたしておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

もちろん先ほど申しましたように、町民の皆さんの協力ですね。ただ、カンパしてもらうに当たっても、なかなか父兄さんたちも大変なところもあると思うんですよね。そういったことを考えたときに、全国大会というのは先ほども申しましたように、めったにないことですし、こういった連覇するということも珍しい。また、今考えると、来年ももっと強くなるんじゃないかなというような予想も考えられます。そういったところも勘案して、この60%から50%に減らすのは、それは町の財政的に仕方ないところもあるかもしれませんが、できるだけこういった出場される方が、そういったカンパをお願いするにしろ、そういったところは父兄さんたちとか、クラブの人たちが一生懸命試合に専念できるような形で、もう少し町のほうも考えていただけたらいいと思っております。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さんおっしゃっていただいたとおりに、特に来年については、今、6年生が2名、あとは全部5年生以下でございますので、来年も大いに期待できるのかなということは考えております。ですから、来年の場合はもう少し予算編成の折に十分協議をして、そういった予算編成を考えていく必要があるかなというふうに再確認をしているところです。

と同時に、子供たちはみんな、ほかの子供たちも一生懸命頑張ろうという気持ちでやっていますので、そういった部分では、ぜひ子供たちが力を出せるような準備、できる限りと言っても限界はございますので、その範囲の中で、十分な対処をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

みらい学園がことし開校して、そして、去年からですけど、こういった全国大会に行くと

いうのも一つの快挙ではないかなと思っております。また、一つの学校に4小・中学校が統合してクラブ活動も、そういったことも活発になると思っております。そういった意味で、だんだんスポーツが、玄海町のスポーツで名を売るということも一つの玄海町のイメージアップにもなるかなと思っておりますので、そういった対応はお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

町長答弁、今ですね、ことしは6年生が2人で、あとは下級生が主だったから、来年も大いに期待できるんじゃないかということでしたけど、去年は60%で、ことしは50%。だったら、ことしは優勝する目算がなかったから50%にしたのか、来年はまた優勝する公算が多いから、全国大会に行く公算が多いから考え直して、また60%に戻したらどうかで、そういうふうに聞こえたんですね、泥縄式に。そうじゃなくて、去年はユニフォーム代が10%かさんだから60%にしましたとか、基準はちゃんと、全国大会に行くことはすばらしいことで、応援をするのにはやぶさかではありませんけど、そのときそのときで補助率が変わったりとか、要綱を変えたりとかじゃなくて、その辺をしっかりと協議をして補助をするならしてほしい、そういうふうに思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

大変言葉足らずで申しわけないと思います。今、御指摘をいただいたような意味で申し上げたわけではなくて、実は去年は確かにユニフォーム代も含ませていただいておりますので、そういう数字になっていたというふうに思いますけれども、財政的な面と、それから将来にわたっては協議をしていきたいというのは、実は今回は補正で皆さんにお願いをしているところです。当初予算で組んでいなかったという反省を我々しなきゃいかんということとは同時に考えておりますので、来年は当初からしっかりとその分も協議をした上で計上させていただければありがたいなというふうに思っております。

ただし、これは予算ですから非常に難しい面もございまして、じゃ、来年絶対に優勝して行けるかという、これも確定的なものはございませんので、そういう意味では、今後とも

んなが頑張ってくれるように、我々も誘い水をしていかなければいけないなというふうに考えておるところです。

大変言葉足らずで申しわけありません。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

町長、大筋では理解をしているんですけどね。ただ、体協においても、九州内とか関西以遠とか、それぞれ補助率が違うでしょう。だから、初めから予算を組むというのは、優勝を前提にということはなかなかできないと思います。だから、予備費充当するのは妥当だと思いますけど、初めから優勝するであろうというふうに、また全国大会に行くであろうという予算は組めないと思いますので。

私が言うのは補助率ですね。6名レギュラーで出場するなら、補欠を入れて何名、選手は何名まで。野球だって9人プレーして、あと何人かベンチ入りまでというふうにあるでしょう。それと監督、コーチを何名までとか、それぞれの種目によって違うと思いますので、その辺を含めた上で、何名までで何十%の補助とか、そういう形をされた方がいいんじゃないかと思うわけですよ。その年その年で50%にする、60%にする、また、特別だから70%にするとかですね。これから将来オリンピック選手でも世界選手権でも個人的に出てくる選手がいるかと思いますよ。そういうことも含めた、勘案した上で、これから予算立てを——予備費で結構と思いますので、そういうふうにしていきたい。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玄海町一般会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程4 議案第64号 玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第64号 玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第64号 玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年7月31日、条件付一般競争入札に付した玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度電源立地地域対策交付金事業、玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札（総合評価簡易型）による契約でございます。

契約金額は、261,360千円でございます。

契約の相手方は、唐津市二太子2丁目7番51号、唐津土建工業株式会社、代表取締役社長、岩本真二氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成28年3月22日までとしております。

支出科目は、一般会計10款教育費、6項小中学校費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して、次のとおり計2者の入札参加申請がありました。会社名としましては、唐津土建工業株式会社、株式会社中野建設唐

津支店の計2者でございました。

今回は、総合評価による入札であり、最高成績は475.206点でございました。

なお、予定価格に対する落札率は94.91%でございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今度は総合評価簡易型ということでございます。唐津土建さんと中野建設さんの2者ですが、これは学校の建設主体自体をとったところは、今度の入札には参加できないという取り分け方式もされていると思います。今回、総合評価簡易型にされたあれはどんなふうな考え方でされたんでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町の入札執行につきましては、財務規則及び建設工事執行規則に基づいてとり行っておりますが、これ以外に大規模な工事の場合は平成25年4月30日制定の玄海町建設工事総合評価落札方式実施要綱により、とり行っているところでございます。

当該工事の工事種別は、建築一式工事であります。建築一式工事で総合評価落札方式を採用する場合は、設計金額が5億円以上の場合と定めておりますが、1億円以上であれば、町長が必要であると認めた場合は総合評価落札方式を採用できるとしております。

今回のプール建設工事は、校舎からの渡り廊下から始まっておりますし、その複雑な取り扱い、接続性といいますか——の計画及び施工性の観点と、開校をしている学校に対する影響軽減策等についての提案を求めることに、より効果的な対応が期待できるということから、総合評価落札方式を採用させていただいたところでございます。理由としては、そういうことでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

本来5億円以上ということですが、1億円以上では町長がそういったことを承認すればできるということです。答弁にありました接続性、施工性等とか、そういった効果的なものを考えて、総合評価簡易型、もちろん校舎のほうもこれでされておりますが、そうであれば、なおさら接続性、施工性になると、取り抜け方式じゃなくて、本来の学校本体を落札された業者さんも取り抜け方式じゃなくてもいいのではないかと、かえってそちらのほうは——もちろんそれは入札ですから、とれるかとれないかわからんですけれども、取り抜け方式をわざわざする必要があるのかなという考えもありますが、その点について町長どんなでしょう。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回の工事につきましては、玄海町立小中学校建設事業の一連の工事であります。玄海町立小中学校建設事業につきましては、平成25年度より工事に着手してまいりました。工事に着手するに当たり、受注機会の確保を目的とする観点から、校舎、体育館建設工事の建築主体工事及び設備工事の発注条件として落札し、契約を締結した業者におきましては、平成27年度以降に発注する同事業における入札への参加を認めないとする、いわゆる取り抜け方式を採用しておったということでございます。

そのことから、今回の発注工事も取り抜け方式ということにいたしましたところでございます。

先ほど申し上げましたように、やはり受注機会の確保と目的とする観点等々、いろんな意味からそういうことで今回、再度取り抜け方式ということで採用させていただいたところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

町長の答弁にもありましたけれども、これは前もって27年度以降は入札参加を認めないというものの取り決めをされていたみたいですね。もちろん、校舎のほうは地元の業者さんのJVで工事されておりましたが、やはり一つの景気刺激策として、地元の人が、先ほど申しましたように、とれるかとれんかわかりませんが、地元の業者が落札すれば、それだけ経済効果、国も公共工事は景気刺激策として前倒しに出したりとか、余計に国家予算も建設とか、そういった公共工事に出すですね。それと同じ考え方として、地元の業者も再度

参加されるような取り抜け方式じゃなくて、もちろん取り抜け方式をしなくちゃならない事案とかもあるかと思いますが、今後はそういったところも考えていくべきではないかな、地元の景気刺激策として、これはまた後で今度はグラウンドのほうでまた別な形でちょっと聞きますけれども、果たして取り抜け方式が全ていいかどうかというのはちょっと感じるところでございますけど、町長どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回に関しては先ほど申し上げましたように、やはり受注の確保ですとか、公平性ですとか、いろんな面を考慮した上でこういう形でさせていただきました。確かに地元に対する刺激策という部分で考えれば、それは元請という段階での話でございますので、当然、私ども入札を実施する場合には、下請を使う場合は必ず地元の業者さんにお声かけくださいということを申し上げておるところでございますので、そういった形で少しずつ刺激をしながら、しかも、やはり金額の大きな工事になりますと、県の建設技術の中のランクづけもございますし、そういった範疇を超えては、やはり指名ができなくなっていくます。そういった点も加えながら、今後でもありますね、今、指摘をいただいたようにいろいろと協議をしながら、ぜひ地元の経済浮揚にも役に立つように、しかも公平性、受注の確保を安定的に持てるように努力をしながら、今後、入札に向かっていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

もちろん大もとが地元だから、下請も地元を使うということも、これは考えない——そういったことも想定されるときがありますし、もちろん今までずっと、担当課の人たちと話したら、入札時によその、地元じゃない元請がとったときに下請をできるだけ使ってくださいということも言われているそうです。だけど、かといって、そのまま地元の元請業者さんに流れてきているかなと思うと、それほどないような実態ではないかなと思っております。そういったところも見て、今回、唐津土建さんが地元の業者さんを積極的に使ってくださいといいと思いますけれども、もちろん内容的に玄海町の下請さんができないような場合もある

と思います。そういったところで、玄海町がお金を出して使う事業ですので、できるだけ地元の景気刺激策になるような考え方をもってほしいなと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ちょっと1点だけ、取り抜け方式ですね、その是非はまた後の議案でもありますので、その辺でも議論したいと思いますが、唐津土建と中野建設の2者しか応札業者がなかったということが、一般競争入札であれば、最低5者ぐらい、今までそういうふうに例はほとんどあったんですけど、2者の中で一般競争入札、これは取り抜け方式があるからこうなったんだということでしょうけど、それと総合評価方式ですね、これは果たして妥当なのかどうか。この後のグラウンドの整備、照明塔の整備でもありますけど、そうしたら応札する業者の数はほとんど限られていますよね。そしたら、この業者間で、私たちはこれに行く、私たちはこれに行く、あんたたちはこう行きなさい、そういうふうな話し合いというのができているんじゃないかとも勘ぐれば思えるんですよね。だから、これに行くから、あんたたちはこれを行きなさい。これみんな5者ぐらいで入札をすれば、そういうことはないんでしょうけど、能力のある業者はまだほかにもおるわけですよね。だから、その辺がちょっと私としては危惧するんですけど、そういう心配は総合評価方式で出てくることはないんですか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、岩下議員お尋ねの、そういう心配はないかという、100%ないとは私も言い切れないというふうには思っております。

ただ、今現在は、そういう意味では指摘をいただいたような談合的な行為はされていないということは確認をしておりますので、そういう作業があっていないものというふうに我々としては考えておりますけれども、今後はこういった総合評価方式の入札、それから、指名競争入札等々の入札のあり方についても、さらに深めていって、どういう入札が一番皆さんに理解をしていただきやすいのかというのは、一度きちんとした体制を皆さんにお示しする必要があるかなという気持ちは持っております。

ただ、今回、総合評価方式、それから、指名競争入札方式を取り上げていただいたのには先ほど総合評価についても御説明申し上げたとおりに、260,000千円という金額になりましたので、設計は3億円からということもありますけれども、そういう意味ではさらに我々も研究をしながら、こういった疑問を皆さんに与えないような努力をしていかなければいけないというふうには思っております。

ただ、談合はなかったというふうに考えておりますし、今後もそういった作業には進んでいかないというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

そういうことはなかったというふうに私も信じておりますし、しかし、2者で一般競争入札というのは余りにも少な過ぎるという感じがします。そういうことの是正もですね、どれが果たしていいのかということとはなかなか難しいでしょうけど、もうちょっと4者なり5者ぐらいで入札ができればいいなというふうに思っております。

それでは、プールの中身ですけれども、プールはステンレス製を採用されるというふうに聞きましたけど、これは耐久性の面でそちらを選ばれたんでしょうか、それとも経済性の面でしょうか、それとも、維持管理がやりやすいか、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

プール本体といたしましては、先ほど御質問がありましたように、ステンレス製を採用いたしております。これはステンレスの物理的性質による耐候性にすぐれ、紫外線による経年劣化が少なく、素材劣化による漏水の心配もないことから、ステンレス製を採用しております。

また、耐塩素性もすぐれたプール専用塗装を行うことで長寿命化を図る計画といたしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

全ての面において、コンクリートよりかステンレスがよかったというわけですね。経済性もですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

施工時の経済性につきましては、確かにコンクリートのほうが若干有利性はありますが、継続的に利用していく場合、今後のクラック等の漏水、その辺を考慮いたしますと、長年使えるステンレス製のほうが経済的には優位かというふうに判断をされております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

あらゆる面から検討されて、ステンレス製のほうが分が合ったということですね。

それともう1つ、今、工事中でことは使えないんですけど、今、夏真っ盛りで水泳をしたいシーズンだと思いますが、各小・中学校の旧校舎ですね、4校舎にそれぞれプールがあると思いますが、子供たちは水泳をするのにどういう仕方を今しているのか。旧学校のプールを使ってやっているのか、それとも、ことは水泳をせずに我慢しなさいと言っているのか、それとも、海で泳ぎなさいと言っているのか、その辺の水泳に対する教育は教育長、どういうふうになされているのでしょうか。

それとあわせて、今後、3月いっぱいにはできたら来年の夏は使えるわけですね。そうした場合に、旧学校のプールはどのようにするのか、その辺はいかがですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

現在プールがございませんので、みらい学園としての授業は今のところあっておりません。

ただ、子供たちの水泳につきましては、子供会を通しまして、各旧小学校の施設を希望されますかということで子供会のほうに問い合わせをいたしまして、今回、仮屋小学校区の仮屋、

大藪、石田ですか、その3地区だけがプールを使いたいという申し出がございましたので、今回、仮屋のコミュニティーセンターにありますプールにつきましては、その3地区がプールを使用するということになっております。

来年度以降につきましては、みらい学園でプールができますので、今までどおりのプールの指導ができるものと思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

課長、もぞもぞもぞつと言わずに、もうちょっとはっきり皆さんにわかるように言ってください。

旧仮屋小学校のプールだけ使って、3地区といえば仮屋、石田、大藪の話ですか、その3地区だけが使うという話ですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

現在のところ、3地区が希望されておりますので、その子供会の保護者の方たちが水泳当番という形で、今回使う予定でございます。

あと、廃校になりました小学校のプールにつきましては、現在、先ほど申しましたように、今のところの旧仮屋小学校区だけしか利用を希望されておられませんので、通常あるのは防火水槽としての役目を果たすという状況でございます。

だから、今後も牟形とか、旧値賀小学校区でも使いたいということがあれば、来年度以降も夏休みは開放をしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ちょっと奇異に感じるわけですけど、希望がなかったから使わなかった。そしたら、学校教育、社会教育として水泳の教育はどういうふうになるんでしょうかね。個人個人で適当な

場所を見つけて泳いでください。昔は海で泳ぐにしても、遊泳禁止区域とかいろいろ設定していましたよね。そういうことも何もない中で、ただ個人の希望に任せているという言い方に聞こえるんですよね、今の課長の説明の仕方では。その辺も含めた上で、ことしの水泳はこうしますよというのは、3地区が希望したから3地区だけ借屋小学校のプールで泳がせます。あとの地区は何もないから、自由に、勝手にいいですよというふうに聞こえたんですけど、それじゃいけないんじゃないですか。その辺の総合的に、今学校の中にあなたたち教育課も一緒におるでしょう、校舎の中で。そういう話し合いがしやすいからこそ、そこに一緒の場所におるんじゃないですか。そういう話し合いもなしに自由にやりなさいじゃ、これは命にかかわる問題でもあるし、私はこういうのは大げさに言いたくないんですけど、そういう検討はなぜされないんでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

現在の旧校舎といいますか、旧学校のプールは、現在はコミュニティーセンターとなっております。要するに、社会教育の施設という捉え方であります。これは平成22年度から廃校になりました仮屋小学校、牟形小学校も平成22年度以降はコミュニティーセンターのプールという位置づけであります。平成22年度からは社会教育の施設として、その水質の検査でありますとか、水の使用量でありますとか、そういうのは社会教育費で組んでおります。平成22年度から夏休み期間中の水泳の活用については、それぞれの地域の保護者の方をお願いをしているところでございます。今年度は、先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、今年度もこれまでの仮屋、牟形と同じような形でコミュニティーセンターでございまして、その地域の方々に夏休み期間中の水泳の管理についてはお願いをするということでやっております。先ほど課長が言いましたとおり、各地域で管理をしてもらわないといけませんので、保護者会、子供会の方に要望をお尋ねいたしました。結果、仮屋地区の方だけが仮屋コミュニティーセンターのプールを使いたいという希望でございましたので、そのように現在はおしております。そのほかの地域につきましては、自分たちで管理をしたくないということでしたので、使わないということでございました。

来年度以降の社会教育におけるそのプールの活用については、先ほど委員さんからお話がありましたとおり、社会教育の中で地域の水泳指導をどうするかについて、先ほど意見がご

ございましたとおり、検討をさせていただきたい。これはもう当然のことながら、社会教育委員の会議というのもございますので、その社会教育委員の皆さんの意見もお尋ねしながら、平成28年度以降の社会教育における水泳指導について議論をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

水泳については社会教育でやるということですね。学校教育は水泳は正課じゃないんですか、保健体育の中に水泳の分野はあるでしょう。そこでもう、ちょっと論点が違うんですけど、学校教育の水泳はどこでするのか、ことしはどういうやり方をされたのか、それをお尋ねします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

先ほどは社会教育における水泳指導についての話をさせていただきましたけれども、学校教育におきます水泳指導というのは当然体育の授業で行うものでございますが、今年度は当然のことながらプールがございません、昨年度も有浦中学校はプールがございましたので、体育の授業において水泳は行っておりません。今年度も行っておりません。じゃ、来年度どうなるかということでございますが、夏期休業中のプールの使用は当然のことながら、これは学校教育ではございません。正規の科目、授業時間数には入りませんのでですね。そうすると、夏期休業中の、じゃ、プールは授業としては行いませんので、玄海みらい学園のプールの使用は、授業としては行いません。当然、授業時数には入りません。じゃ、そうすると、地域の方々に開放するかという問題がありますが、それは開放するとなりますと、じゃ、誰が管理をするのかと。通常、夏休み期間中の管理につきましては、これまでの学校におきましても、例えば、保護者の方で当番をつくっていただいて見守りをさせていただくと、そういうことをやっております。そういう形になろうかと思っておりますけれども、来年度の夏期休業中のみらい学園のプールと旧学校のコミュニティーセンターのプールの活用については、先ほど申し上げましたとおり、社会教育委員の会議でございますとか、学校内での会議でご

ざいますとか、そういうことで協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

旧学校ですね、閉鎖された学校はコミュニティーセンターとして社会教育に属しているから、そっちのほうで考えるということはわかるんですけどね。しかし、それにしても、去年も有浦中学校では水泳の教育はしていない。ことしも玄海みらい学園ではその教育をしない。

教育長はいつも言っていますよね。学校は勉強のための学校であるけど、勉強だけではだめだ。人間が社会に出て生きる力をつけるために学校教育を一つ的手段として、しているんだということは考え方は一致していますよね。生きる力、こういうふうに海辺で私たちは育っています。泳げない人はどういう立場になるのかということ、一緒に海で泳いでくださいね。それと私は漁業ですので、海の上で仕事をします。泳げなかったときはどうなるのか。それは生きる力ですよ。そういうものも、学校教育で水泳が正課であるなら、もっと水に親しませるとか、そういうことをするべきなんですよ。それが去年もことしも——去年は有浦中学校、ことしはみらい学園と。やらないということは、怠慢にほかならないんじゃないですか。ほかの方法で、あなたはコミュニティーセンターは社会教育のほうでやれますからと言うけど、プールはあるじゃないですか。コミュニティーセンターのものを学校教育で使うたらいかんということはないでしょう。もちろんそういうことも、ここで言われるまでもなく、やっておらにゃいかなのですよ、去年でも。ことしも。それをコミュニティーセンターの社会教育の分野ですからとかって、これは言い逃れにすぎない。なぜ生徒の教育をしないのか。そして、海でも、どこでも規制しているんですよ、今まで。ここで泳いだらいかん、あそこで泳いだらいかん、プールをちゃんと用意しているからプールで泳ぎなさい、そういうふうに。その辺が継続性がないんじゃないですか。今言う話と、全く私は矛盾していると思いますよ。泳ぎを覚えるということは、命を救うということにつながるんですよ。それが生きる力ですよ。その辺でちょっとあなたが言うのと違うなと思うんですけど、そういう考え方はどうでしょうかね。私の言うことがちょっと違っていますか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

おっしゃるとおりだと思います。ところが、残念ながら、今年度も昨年度も学校授業時数では対応できませんでした。これが、じゃ、指導要領の違反かという、そういうわけでもございません。中には、プールのない学校なんていうのも、これもまたあります。ですから、必ず正規の授業としてプールの授業時数を確保せんといかんということにもなっていないものではございます。

しかしながら、今おっしゃられましたとおり、生きていく上において、泳ぐ能力があるかないか、これは大きな違いがございます。今年度につきましては、1年間みらい学園におきまして、プールがなかったわけでございますけれども、それにつきましては本当に申しわけなく思っております。

例えば、傘形とか仮屋とか、授業時数にカウントできるように、バスで通わせようかということも考えたわけでございますけれども、行き帰りの時間でございますとか、そういうことを私がちょっとちゅうちょいたしましたので、今年度は実施をさせていただいておりません。議員さんおっしゃられましたとおり、来年度以降におきましては、今年度のおくれを取り戻せるように対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

これだけの多額の260,000千円ですか、予算を使ってつくるプールですよ。ただ1日か2日の水泳の授業のためじゃなくて、本当に水泳を教え込むような形で、それは放課後でもいいんじゃないですか。

教育長、参考までに聞きますけど、今、唐津でもパレアでも水泳教室に通っている子供が何人ぐらいいると思いますか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

申しわけありません。数字を存じ上げておりません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

私も正確な数字は知りませんが、私の孫でも今、5人ぐらい行っています。唐津の子も含めてですね。

そういうふうに、プールで泳ぐ——私は邪道だと思うんですけど、私としては年寄りだから海で育ったから、海で泳ぎを覚えるべきだというふうに思います。例えば、自然の川だとかですね。そういうもので育って行って自然を知り、それから生きる力を備えていくというのが私は教育だと思いますし、それだけだったら、けだものになってはいけませんから、しっかり読み書きそろばんをして教養を身につけていく。そういう形で人間をつくっていくべきだと思うんですよ。これだけの多額の予算をつくってするのに、夏休みの前の1日か2日かぐらいの授業で終わるなら、もっとよそのプールを借りたほうがよほど合理的ですよ。その辺も教育長含めて、コミュニティーセンターが云々じゃなくて、学校教育も社会教育も教育には変わりありません。私たちの目線では同じようなものです。ただ、法律論でちょっと違うだけで、法律で置きかえているだけです。その辺も含めた上で教育に一生懸命やっておられるのはわかりますけど、わかりやすく効果があるようなやり方をぜひお願いしておきます。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

私自身が余り既存の法律とか、これまでのやり方とか、そういうことについては検証をしながら、見直しをしながら進めていかないといけないというふうに考えておりますけれども、今、議員さんからおっしゃっていただいた水泳の指導についての観点については、目を見開かされた気がいたします。もう一度、大局的な観点から検討をさせていただきたいというふうに思います。そして、住民の方々の合意を得て、授業を進めることができるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

プール使用に関してですが、私もあとの議案とかでちょっと聞こうかなと思っておりましたが、現在、仮屋のコミュニティーセンターのプール以外は防火用水みたいになっているということを聞いておりました。

まず、パレアができるときに、自分もプールはどんなものだろうかと、学生のとき泳いだことがありますけれども、パレアがプールもつくるということで、唐津のプールまで何度か泳ぎに行きました。そのときは使用者もあんまりなくて、ほとんどが水中歩行のちょっと健康づくりの使い方だけでした。パレアも25メートルじゃなくて、15メートル程度だと思いますけれども、これじゃちょっとあんまり——成人の育成というか、そういった体育に使う分にはちょっとパレアはなじまないなと思っておりました。その観点において、社会教育でもということですが、例えば、今言われたのが、各地区からの要望がなかったからほかのプールはコミュニティーセンターの分は使っていないということですが、例えば、管理の面で、もちろん各地区で管理されて、昔の私たちの子供のときみたいに父兄さんがされれば一番いいんですけど、そういった声も上がってこないということは、それだけ皆さんが余り責任を持ちたくないというふうな状況だと思います。私たち大人としても使いたいという観点と、あと、親子で利用する場合は、それだけ管理的にも心配しなくていいのではないかなと思うんですよね。だから、そういった使用の仕方もできますよというような、もっとみんなが使いやすいような考え方も教育委員会のほうに持って、あとPTAとか地区の方々、これは学校教育観点じゃなくて、そういったふうな有効活用もしていくべきではないかなと思っております。

実際私も泳ぎたいなと思って、なかなか海までは行かないですね。目の前にプールがありますけれども、プールは使用できないということですので、何か宝の持ち腐れの的のところも感じますので、そういったところも教育委員会考えながら、もっと廃校舎の分もですけれども、そういったところも、こちらからもう少し投げかける分は必要ではないかなと思っておりますけど、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

議員さん方からの御意見を拝聴させていただきながら、思い出したことがございます。私

が小学校のときの話でございますけれども、私が小学校時代の夏休みのプールというのは、今思いますに、地域の大人の方も一緒に泳いでおりました。大人の方の泳ぎを見ながら、ああ、自分もあんなふうに泳げたらいいなと思った記憶がございます。今、脇山議員さんからおっしゃっていただきましたとおり、夏休みは地域の方々が一緒にですね、大人も子供も泳げるような、そういう玄海みらい学園のプールでございますとか、地域コミュニティーセンターのプールでございますとか、そういうふうになればいいなというふうに本当に思いました。

先ほど申し上げましたとおり、玄海町の皆さんが社会教育においても、社会体育においても、そういうプールを使えるような、そういう環境を教育委員会としても、いろいろ声を上げながら、協議をしながらやらせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま岩下議員さん、脇山議員さんのいろいろな教育委員会の質問の中で、現在は夏休みの仮屋コミュニティーセンターだけを使っておると、ほかの地域は要望がございませんでしたという答弁でございましたけれども、その要望がなかったというのは本当の理由は何でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

子供会のほうに一応使用しますかということでお尋ねをしました。その中で一番多かったのはやはり保護者さんたちの管理ですか、当番について、ちょっと休みがとれないとか、そういった面がございましたので、今回は利用しないということで、ほかの値賀校区、牟形校区、有徳校区はそういったことでお断りの返事をいただいております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

教育長にお尋ねしますが、今ちょっと課長の聞こえが悪かったんですけど、結局、管理の面で要望があったんだろうと思いますけれども、今現在、町内でラジオ体操が何カ所でやっておられるのか、その辺のところも教育委員会としては把握すべきじゃなかろうかと。もう何もかもですね、多分、管理の面も教育委員会で管理してくれろという保護者、育友会の要望じゃなかろうかと思っておりますけれども、そこで、教育委員会は、はっきりとやはり学校教育、家庭教育、地域の教育をはっきりとお願い、指導するのも教育委員会の運営の方法じゃなかろうかと思っておりますけれども、多分、ほかの地域では要望なかったということは、恐らく教育委員会が夏休みもですね、はっきり言うならプールの管理もしてくださいと、そういうふうに私は受けとめておりますけれども、やはりラジオ体操もですね、多分、余りやられていないのが実情じゃなかろうかと思っております。仮屋は朝ですね、ラジオ体操を、昔のラジオ体操をやっているそうですけれども、やはりそういうラジオ体操にしろ、プールのですね、立派な各地区に有徳小学校、値賀小学校、有浦中学校にも立派なプールがございますので、やはり地域の方にぜひそういう話し合いも、指導もしていただきたいと思っておりますけれども、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

教育委員会において、地域ともっと密接に距離を持って、そして、さまざまな地域の課題でございますとか、地域の方々にお願いすること、親としてやってほしいこと、地域としてやってほしいことですね、そういうことをやっぱりひざを突き合わせながら話をしていけないといけないというふうに思っております。

私の地域においても、だんだん、私の家の前から広場が見えるんです、毎朝。年々ラジオ体操に参加する子供は本当に少なくなっています。それだけ地域の力が弱くなっているのかなというのをいつも感じております。玄海町のラジオ体操の実態は私はつかんでおりません。子供会でありますとか、そういうところの話をしながら、実態をつかんでいきたいというふうに思っておりますけれども、多分、私の地域と同じような状況ではなかろうかなという心配はしております。

先ほど言いましたとおり、教育委員会といたしましては、地域と十分に話をしながら、地域力の向上に向けて努力をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 玄海みらい学園プール建設（建築主体）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時8分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程5 議案第65号 玄海みらい学園グラウンド整備工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程5．議案第65号 玄海みらい学園グラウンド整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第65号 玄海みらい学園グラウンド整備工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年7月31日、指名競争入札に付した玄海みらい学園グラウンド整備工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を

求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度玄海みらい学園グラウンド整備工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、115,810,560円でございます。

契約の相手方は、唐津市二タ子3丁目1番1号、笠原建設株式会社、代表取締役笠原秀子氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成28年3月22日までとしております。

支出科目は、一般会計10款教育費、6項小中学校費でございます。

また、この工事に対する指名業者でございますが、本町に指名願の提出があっている土木一式工事の許可業種で、入札参加規則の設計金額が70,000千円以上の場合は、特A級5者以上となっておりますので、唐津土木事務所管内の特A級の4者と、県内特A級で総合評点の高い1者の計5者の指名を行いました。

会社名としましては、唐津土建工業株式会社、株式会社中野建設唐津支店、笠原建設株式会社、日本建設技術株式会社、株式会社政工務店の5者でございました。

なお、予定価格に対する落札率は、89.03%でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

入札に関しては、89.03%、5者の入札だったとありました。まず、設計平面図ですね、これは6月19日の教育環境調査特別委員会の図面とほとんど変わっていないかと思います。これは野球場のフェンスが西側ですね、校舎側につくって、以前、教育環境調査特別委員会のときに右翼、左翼を95メートルぐらいとったということですが、これを東側の土手側ですね、これにすると、今ここに、現在の計画では校舎の近くになって、ちょっと校舎周辺が手狭になるかなということも感じてみて、右のほうの隅ですね、東南方向になると思いますが、そこに設置するとなると、グラウンドの、野球をするに当たっては面積とか、その距離的にはやっぱり難くなるんじゃないでしょうか、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

南側のほうに設置いたしますと、野球場の駐車場と距離が約70メートルしかとることができません。これによって、ホームベースをちょっと前のほうに出すことによって、レフト側の距離というのが70メートル以下になりますので、そちらのほうに設置いたしましたら、野球場が手狭になると考えました。それで今回、校舎のすぐ横のほうに本塁ベースを持ってきた次第でございます。これにつきましては、防球ネットとかは設置されますので、一応野球のボール等の対応は防球ネットでできるものと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

95メートルというのは公式野球的なものを勘案しての距離だと思います。70メートルだと、普通、町民の皆さんがやっている草野球だと、やはり距離的にはちょっと狭過ぎるということですかね、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

南側のほうに本塁ベースを持ってきますと、70メートル以下になりますので、やはり仕様としてはなかなかレフト側のほうが短くなるので、今まで野球に関しては中学校のほう、もとの有中の前の周回道路のほうですか、そちらのほうに今までは本塁ベースを持ってきて、中学校の部活の練習はしておりました。それで、通常、運動場を使うというのは、野球に関しましては野球場もございますし、町体につきましてはソフトボールを今まで行っておりましたので、ここで3面はとれるんじゃないかというふうに考えております。だから、ソフトボールであれば、70メートルでも可能ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

野球に関しては、まず、ここではちょっと無理ということですね。ソフトボールが3面とれる。ただ、こうなると、このフェンスの後ろの鉄棒とかうんてい、こういったことの校舎との距離とか、そこら辺のスペース的には別にそんなふうに問題はないんでしょうか。ただ図面だけではちょっとわかりにくいんですが、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

遊具につきましては、ネットの後ろにありますので、野球の練習等には支障はないものと考えております。

また、小学生用の小さなトラックのほうの前にも遊具がございます。これにつきましては、小学校とか授業で鉄棒とかが必要になってきますので、その分についての設置でございます。これにつきましても、管理面上から考えて、校舎のほうにやったほうがいいんじゃないかということで、校舎側のほうに鉄棒と遊具を今回設置する形にしております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

あと、そのうんていとか鉄棒のですね、この図面で見れば左に「新設SUSバリカー」とありますが、これは初めて聞く名前で、どういったものかちょっとわからないんですが、どんなふうな内容のものでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

役場であれば、元農協のほうから入るところで落ち込み式のステンレスの、引き上げたときに鎖でつながっているものがあったと思います。それをここに設置するというような形で計画をしております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

それ、筒みたいなのがチェーンでつながっていると考えればよかったですね。それは、じゃ、常に下がってなくて——上下式とありますが、ふだんはいつも上がった状態なんですか。運動時だけするものか、それはどんなふうになるんですか。おろしたり上げたりされる可動式ということはいいと思いますけど。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

通常は上げた状態で利用すると、中に何か物が入るとか、いろいろな用事がある場合におろしたところで中に入っていくというのが可能というような形で使いたいというふうに考えています。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ただ、考え方としては、子供たちがグラウンドで球技とかいろいろあったときに、簡単にぽんとは行かないような、バリア的な感覚で見たらいいんですか。実際これ本当に必要な、どうかなという感じもするんですけれども。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

子供たちというより、通常、車がグラウンドに入る場合ですので、そういう場合にのみおろしてから使うというようなことを考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

じゃ、もちろん可動式ですから、どうにもできますけれども、通常はいつも上がった状態で、車とかいろんなものが行かないように、グラウンドを簡易に保護するという形でですね。

あと、今度100メートル走の分ですね、中学校の分ですけれども、これは今も運動会があっているように、東側のほうにあります本部席——運動会をするに当たって本部席というのは、前のようにあちらの東側につくるんですか。グラウンドの余裕から見ると、例えば、

父兄さんたちとか、各地区のテントとか張る場合は、こっちのホームベース側のほうが余裕があつていいと思うんですけども、そうすると、100メートル走はちょっと遠くなるというふうな見方にもなりますが、どんなふうを考えられていますか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

これにつきましては、以前の有浦中学校がそちらのほうに、100メートル走るときに本部も東のほうにありましたので、ちょっとこれは工事計画の中で、もう一度学校と話をさせていただいて、手前のほうですか、西側に設置をしたほうがいいのか、ちょっと検討させていただいて、もう一回——これは線を引くものじゃございませんで、ピンですか、ポイントをただ設置するという形にしておりますので、ラインを引くものではございませんので、工事の中で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ここの100メートル走の部分と土手の部分ですね、その分の距離というのも感覚的に私たちも図面だけではちょっとわかりにくいんですけども、本部席の設置等、いろんなことを勘案したときには、この100メートルも場所が変わったほうがいいのかなどというの感じますので、そこら辺はうまくまた走り抜けた場合のですね、鉄棒とかもありますので、そこら辺の兼ね合いもあると思います。そういったところも勘案して変更できる分はしていただきたいと思います。

それから、今回、グラウンド整備ということです。これもちょっとよくわからんで質問する部分ですけども、例えば、大きな、多寡の金額の工事になると、特A級の業者さんがJV——共同企業体を組織して入札参加されますよね。今回の場合は110,000千円ですが、そうすると、町内に、例えばこれも今回は取り抜け方式で特Aの業者さんは入札に参加されなかったものだと思います。

例えば、Aの業者さんなんかとBの業者さんが共同企業体をつくって、実際、A、B級の上限金額ですね、それよりも上がる入札に参加される。これはもちろん、先ほども最初の質

問で言いましたように、地元の景気策として、グラウンド整備ぐらいだったら——もちろんフェンス等、特殊なところはあるかと思います。グラウンド整備等とかだと、ある程度は地元のそういったA、B業者さんたちのJVという形でできるものか、法律的にどうかわかりません。そんな形はできるんですか、どんなでしょうか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

お答えいたします。

今、御質疑の件につきましては、脇山議員さんおっしゃっておられるのは、例えば、町内のA級、B級、AA級、A級で特Aという資格要件は満たせないのかというような御質疑かと思っております。

先ほどの町長の御答弁、プールの建築本体のところでも御答弁されましたけれども、我々玄海町の入札執行要領によってやっておるところでございますが、等級、判定については、佐賀県のほうで経営事項審査をやっていただいて、そして、その等級格付がされてきております。それを見て、我々玄海町としては、金額に応じた等級指名をしておるわけでございますが、今おっしゃられた件については、そういう制度、実際にございます。ございますけれども、それは今申し上げましたように、事前に県のほうでこういったことでそのシステムというか、そういった呼称といいますか、そのやり方等については経常建設共同企業体と、そういったことで審査を受けて、そして、その審査で判定がいただけるなら、そういった等級もあっております。

しかしながら、町内においては、AAとAと組んで特Aとかというような指定、判定は申し出はあっておりません。

そういったことで、今先ほど町長のほうから御説明がございましたように、今回のグラウンド工事につきましては、70,000千円以上であるということで、特A級の指名というようなことで入札に付したということでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今、70,000千円以上が特Aですね。それはいいんですけれども、もちろん、このグラウン

ド整備に当たって、遊具とかフェンス等、いろんな附帯工事的な分もあると思います。ただ、グラウンド整備だけを分離してすれば、そういった共同企業体をつくってできる部分もあるんじゃないかな、地元の業者さんにできるだけ仕事の発注のチャンスを与えることもできるんじゃないかなと感じましたので、県にももちろん出して、それが通ればできるということですから、全くできないということはないということ。あと、地元からそういった意見も出ていない。また、地元の業者さんもそういった形ができるというのも、もしかしたら知られないかもしれない——それはちょっとわかりませんが。だけど、こういった形もできるという形があれば、できるだけ地元で景気支援策として発注できる分があるんだったら、町執行部のほうももう少し考えて、こうした地元の業者も入札参加できるという方式があれば、そういったことも今後考えていってほしいなと考えております。

あと答弁をお願いします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

御指摘のことにつきましては、当然のことながら、我々執行部としても、町長も御答弁されましたように、当然、地元でできることは地元でという意識は一緒でございます。今回の工事につきまして、このグラウンド整備においても、遊具等もございますので、小分けといいますか、そういった分け方をすればというような御意見かと思いますが、一番いいのは、そういったこともございますが、経費ということで考えれば、これは一本で発注するやり方が一番経費的にも安価となってきます。しかしながら、今申し上げますように、地元でできることについては地元でということと、それと、そういった中でも、やっぱりできることとできない部分がございます。そして、今、脇山議員さんおっしゃられますように、分かち合っていけるような仕組みというのも当然大事ではございますが、そうすればするほど、やっぱり今度はコストもかかってくるということもございますので、町としては、でき得る範囲で地元の方に行き渡るようにというようなことは前提に置いて、計画発注をさせていただいておるところでございます。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

例えば、今までも町道とかは小分けにして、もちろん一本で出したほうが一番お金はかからないと思います。だけど、それがそのままよその業者さんというばかりも行ったらいかんですけど、やはり町のお金を使うに当たっては、やっぱり町の業者さんが幾らかでも参加できるような形で今まで町道とかもされた部分もあると思います。だから、幾らかでもそういった形で、今回グラウンドで気づいたところ、感じたので質問しましたが、今後、いろんな形でそういった形があれば、検討はしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

同じような趣旨で質問させていただきます。

今、プールの入札は条件付一般競争入札、総合評価簡易型でしたね。これは指名競争入札、なぜ総合評価方式でないのかと思うんですけど、次の議案第66号も指名競争入札ですね。これはどうして総合評価をしたりしなかったり、案件によって違うのでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町の入札執行につきましては、財務規則及び建設工事執行規則に基づいてとり行っておりますが、これ以外に大規模な工事の場合は、先ほども答弁しましたけれども、平成25年4月30日制定の、玄海町建設工事総合評価落札方式実施要綱によってとり行っているところでございます。

当該工事の工事種別は、土木一式工事となります。土木一式工事として、総合評価落札方式を採用する場合は、設計金額が3億円以上の場合というふうに定めております。

しかしながら、プール本体工事の御説明でも申し上げましたように、建築工事の場合は5億円以上と定めておりますが、1億円以上であれば、町長が必要であると認めた場合は、総合評価落札方式を採用できるということにしております。

御質問のように、規定金額以下ではありますが、1億円以上なのになぜ総合評価落札方式を採用しなかったのかということを考えますと、今回のグラウンド整備工事の大部分を占め

る旧有浦中学校グラウンド部分につきましては、特に排水対策を行うとか、土の入れかえを行うような工事でもないこと、小学生用グラウンドにつきましても、暗渠排水の布設と、表面に防じん粉じん対策として、クレイ舗装は行いますけれども、複雑多岐にわたるような工事ではないというようなことなどから、金額的には70,000千円以上ですから、玄海町建設業者の競争入札参加資格に関する規則によって、特A級の5者の指名競争入札ということにさせていただいたところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

町長の説明でわかりました。複雑で技術的に困難な工事ではないので、総合評価方式にはしなかった。だったら、なおさら地元の業者もA級があと2者おるわけですよ。そういうのを、先ほどの池田政策統括監の答弁では、どうにか工夫すればできるということもありましたよね、答弁で。5者を6者にしたって、その辺もできたのではないかと思いますけど、玄海町の業者、取り分け方式でいえば、岸本組は校舎のほうを共同企業体で受けておりますし、また、取り分け方式ということも果たしてどうかなという——結果論ですけどね。そしてあとは、会社名を言っていないのかどうかありますが、本社は唐津に行って、もともとの本社を在籍した会社もありますし、また、今回A級になった業者もおりますし、そのような業者が5者じゃなくて、6者目に名前を連ねるようにできなかったのかなとも思うんですよ。その方式は、やろうと思えばできたということでしたよね、池田政策統括監。もう一回お願いします。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

ちょっと誤解があるような御説明をしたのかなということで考えておるところでございますが、この工事につきましては、今、町長のほうから御説明がありましたように、金額的に特A級の種別の業種体になってまいります。特A級の業者につきましては、唐津土木管内でいいますと、おっしゃられますように玄海町も特A級1者ございますが、特A級というのはもう名称としては岸本組の玄海支店ということになってまいります。特A級の玄海支店は、さっきおっしゃられましたように、建築工事においてJVで受注されておりますので、今回

のこの工事からは取り抜け方式ということで行くと——いくとというか、取り抜け方式を採用しておりますので、岸本組は参入できないということになりますという、唐津土木事務所管内では、先ほど御説明ありましたように、4者が残っておると。そういったことから、唐津土木管内でそろわないということになってくると、佐賀県内で、それも唐津土木管内以外ですので、総合評点が高いところということで指名をさせていただいたということでございます。

玄海町の業者が参入できる機会は、当然それは先ほど言いますように、手続を踏んで、例えば、A級とA級がJV——経常建設共同企業体といいます——組んで、そして、県の資格審査を受けて、そして、そこで認定を受ければ、特Aということになってまいりますので、そういったことであれば、当然、おっしゃられますように、今回の指名の中には当然加えるということになってまいりますけれども、今、先ほども申し上げましたように、そういった手続というのはなされておられませんので、今回はこういったやり方でやらせていただいたということでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

玄海町のA級の業者2者がベンチャー組んで、県に申し出をして、県が認めれば、この入札に参加することはできたというわけですね。それを、業者が知らなかったんでしょうね。

（「知っておられます」と呼ぶ者あり）知っておられた。知っていたけど、業者の方が積極的にそういう方法をとってまで入札に参加しようという意図がなかったというふうに考えていいわけですか。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

そういったシステムといいますか、そういった手続方法があることについては、当然のことながら御承知かと思っております。積極的にされたかどうかというのは、ちょっと私ははかり知れないところでございますが、その手続等については、あくまでも任意でございます。任意でございますので、例えば、玄海町の2者だけとかじゃなくて、玄海町の業者さんと唐津管内の業者さんと組まれるようなケースもあるかと思います。ただ、今回のこの工事に対

して、それだけでとられるかどうかというのは考え方ですので、ひょっとしたら、そういう
手続をとられたかもしれません。

ただ、とられなかったというのは、こういったことを経常建設共同企業体ということのシ
ステムを知っておられなかったかといったら——ひょっとしたら知らなかったかもしれませ
んけれども、大概の業者さんは御存じかと思っております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

いや、なるべくなら町内の業者に、入札に参加して、その相応の分が見合わなければ仕方
がありませんけど、チャンスは十分に与えてやりたい。そのチャンスを与える資格を初めか
ら奪ったような入札の方式じゃだめだと思うんですよ。だから、さっき統括も言うように、
2つに割れば、事務費もかさむし。ということは、前々からずっと懸念をしておりましたね。
なぜ2つに割るのか、下水道でも上水道でもそういうことは多々ありましたし、一本でやれ
ば、うんと事務費も減って仕事量が楽になってくる——仕事が楽になると言うたら語弊があ
りますけど、ということは予算が削減できるわけですよね。今回の場合は一本でやったほう
が有利だからということでしたよね。2本でやれば当然、町内の業者でもほかのA級の業者
でも入る要件を満たすわけですよね。その方式を採用しなかったというわけですね。町長の
答弁でも、複雑多岐にわたる工事ではないからということでしたので、なおさらそういうと
ころで経験を積んでほしいなという気持ちはあるんですけど、もう入札も終わっております
し、今回は今回はだけじゃなくて、ある程度そういう請負工事に関しては、もうある程度一
貫したものがなければいけないと思いますので、その辺も私の気持ちとして町長、これから
もしんしゃくして、公正公平が旨ですけど、同じやるなら地元の業者、その次だったら唐津
土木事務所管内というふうに、当然執行部も持っておられるでしょうし、そういうことを旨
にして、これからも入札あたりに取り組んでください。

それと、あとはほかの入札については、これと関係ありませんので、次の機会で詳しく述
べさせていただきますので。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号 玄海みらい学園グラウンド整備工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 6 議案第66号 玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 6. 議案第66号 玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第66号 玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事請負契約につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年7月31日、指名競争入札に付した玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成27年度電源立地地域対策交付金事業、玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、68,013千円でございます。

契約の相手方は、唐津市北城内 6 番45号、東島電気工事株式会社、代表取締役東島吉隆氏でございます。

工期につきましては、着工が契約締結の日から、成工は平成28年 3 月22日までとしております。

支出科目は、一般会計10款教育費、6 項小中学校費でございます。

また、この工事に対する指名業者でございますが、本町に指名願の提出があっている電気工事の許可業種で、入札参加規則で設計金額が12,000千円以上の場合は、A級 5 者以上となっておりますので、唐津土木事務所管内のA級の 6 者の指名を行いました。会社名としましては、東島電気工事株式会社、米村電設工事株式会社、株式会社岡田電機唐津営業所、株式会社有明電設唐津営業所、高田電機株式会社、株式会社サデックの 6 者でございました。

なお、予定価格に対する落札率は、88.20%でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

これは64、65、66号議案全部に係ることですが、契約締結の日から 3 月22日ですね、成工が来年までになっております。このグラウンド、秋には運動会とか体育祭があると思いますが、体育祭はもう、たしか文化祭、体育祭全部、みらい学園は一緒にするんですよね、どんなだったですかね、まずは。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

運動会及び文化祭等につきましては、小学校、中学校一緒にする予定でございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

体育祭は秋にあるわけですがけれども、契約締結の日から着工されて成工になると、その間

はこのグラウンドは使わなくて、町民グラウンドを使われるんですか、そこら辺はどんなふうになっているんですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

今現在なんですけど、玄海みらい学園と話をする中で、学園長とも話の中で、一応契約が今回、承認していただけた後において、請負業者とちょっとお話をさせていただいて、9月13日、運動会を予定されておりますので、それまでに運動場が使えるのかどうか確認をさせていただいて、それで可能であれば、運動会は玄海みらい学園の運動場でさせていただきたいと考えておりますけど、これはあくまでも請負業者さんとの話し合いを今後させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

着工が契約締結になっています。きょうが8月7日ですね、これで事務手続されたら、もうあした、あさってにはすぐ着工できるという形になるわけですね。9月13日の運動会になると、約一月あるわけですよ。その場合、期間を、着工をおくらせて3月22日までにできればいいですけど、そこら辺はきちんとしてからやっぱり議案は出すべきじゃないかなと思うんですけど、どんなですか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

6月19日に特別委員会を開かせていただいて、説明をしているところでございます。そのときの資料を見ていただきますと、おわかりになると思いますが、9月13日予定の体育大会が終了するまではグラウンドの使用を確保するということで説明をしているところでございます。それを前提に、学校のほうもあと1カ月後に、約1カ月後に大運動会を控えております。学校も準備を今もう既に始めております。子供たちも、生徒会を中心にさまざまな準備もしております。昨日も子供たち全校登校日でございましたけれども、登校日の後は、リーダーたちが残って体育大会の準備をやっておりました。既に玄海みらい学園のグラウンドで

体育大会を行うという前提で、今既に準備を行っているところでございます。

契約を締結いたしましたならば、当然のことながら、業者のほうはさまざまな準備を行うものと思います。資材の発注でございますとか、そういう整備でございますとか、そういうことをなさるものというふうに思います。

実際動き出すのがいつからなのかという御心配をいただいていると思いますけれども、私といたしましては、今回承認をいただきますならば、東島電気さんと話をさせていただきながら、9月13日以降の約6カ月間の契約期間で事業をしていただけないかというお話を、お願いをしようというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

確かに6月19日の資料を持ってきたら、9月13日予定の体育大会が終わるまでグラウンドの使用を確保するとあります。

ただ、今、教育長の答弁は今から相談するということなんですけれども、もう既に相談していないと、東島電気さんだけじゃなくて、グラウンド整備もあると思うんですよ。それを考えると、もうこれ、入札する前に要望して言うべきではなかったんですかね。もしかしたら、先方がやはりその工期日程だと、ちょっと3月22日までに間に合いませんよと言われた場合、どうしようもないんじゃないかなと思いますよ。もちろん町民グラウンドを使っていなければ、町民グラウンドでもできることですから、それは体育祭を開催するに当たって問題はないと思いますけれども、やはりそこら辺のきちんと業者と執行する側と、それはもうこの議会、本日答弁するときにはきちんとできているべきだと思うんですけど、どんなですか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

6月の特別委員会で、こういう説明をさせていただき、議会に一応の了解を得ているものと考えておりますので、そういたしますと、事務の執行に当たっては、この9月13日以降から実際使えますよという前提で事業者への説明等々、入札関係、事務手続においてそのよう

な説明がなされているものというふうに私は理解しております。

実際、じゃ、契約をしようという業者はこれから工程表をお出しになりますけれども、それに当たっては、教育委員会としてはこういう線をお願いをしようというふうに考えているところでございます。

それからもう1つでございますが、実際、例えば、町民グラウンドで体育大会をやるというふうになりますと、当然のことながら、事前の練習も町民グラウンドで練習しないと、本番だけ町民グラウンドでやるということはできません。そうすると、事前の練習も町民グラウンドを使って、校舎から道路を挟んでまた移動して、さまざまな看板とか、いろんなものを配置計画を練り直すということが必要になってまいります。先ほど言いましたとおり、みらい学園のほうは既にみらい学園のグラウンドを使って運動会をやるという前提でさまざまな計画を練り、準備も行っているところでございますので、そこは教育委員会といたしましては、業者さんのほうにその旨をお願いしてというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

教育長の言わんとされていることはわかるんですけども、今からお願いというのもどうか、それらは設計等とかは、これはまちづくり課等がやったんですかね。入札に関しては、もうそれをその旨、教育委員会の意向というのを業者さんには伝えてあるんですか、どんなですか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

今回の発注をするに当たって、一番最後の工期については表記をしております。ただ、大体これぐらいかかりますということで表記はしておりますが、先ほど言われた9月13日ですか、これまでグラウンドの工事にかかれないう、ちょっとそこまでの報告、それから、入札条件というのはつけておりません。

以上です。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

もちろん9月13日から間に合えばいいんですけども、やはりそこが教育委員会とまちづくり課との連絡、報・連・相がうまくできていないところは、縦割り行政のいかんところじゃないかな、横の連携がとれていない部分じゃないかなと、ちょっと指摘したいんですけど。やはりこれはきちんと教育委員会はこんな意向を持っている、だけどまちづくり課は知らない。着工は契約締結、もしかしたらもう来週からでも工事に入りますよとあつちはおっしゃっておるかもしれんですよね。そんな場合、ごちゃごちゃなったときに一番困るのは学校と生徒たちですよね。やはりそこはきちんと——これをいろいろ議論しても一緒ですけども、そこはもう少しきちんとやっておくべきじゃなかったかなと指摘いたします。それについて御答弁願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

1つに、事前に打合わせは入札ですからできないということは御理解をいただきたいと思います。一定の入札がやっぱり終わらないと、業者さんとの打合わせというのはできない部分もございますということを御理解いただきたいということが1点。

それから、本当に、じゃ、8月7日から3月22日で工期が全うできるかという問題は、やはりこれは再度、業者さんとはしっかりと再確認をしないといけないことだというふうに私も思いますし、当然、業者さんをお呼びして、その確認はさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、私の個人的な経験から言えば、電気設備も、それからグラウンド整備も、実は外側を掘る工程が入っております。それを考えると、6カ月では非常に厳しい面はあるかなと。ですから、そこはどう業者さんが判断をされるか。それから、教育委員会がどう判断をするか、取り合わせをしてみないとわからないという部分はございますので、その点についてはなるべく早く打ち合わせをさせていただいて、皆さんに御報告をしていきたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5 番（脇山伸太郎君）

確かに入札に当たっては、詳細をいろいろ言えない部分はあるかと思います。となれば、入札時に着工は9月13日以降としておけば、別に問題ないわけですよね。だから、そこら辺でまずは教育委員会とまちづくり課とそこら辺の連絡もうまくいっていなかったんじゃないかなと感じますし、もちろん、まちづくり課も教育環境調査特別委員会に課長も出席していますから、内容はわかっていただけたかと思いますが、やはりこれを見ると、運動会の開催はどうなるかなというのをまずすぐ感じたので、質問させていただきました。

今後は、こういった形がないようにお願いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

グラウンド照明設備で、ちょっと質問をいたします。

新設が5基、既設が7基あるわけですよね。今度、新設の照明塔も今まであった分と能力、設備の内容等は変わりはないのでしょうか。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

お答えいたします。

現在、みらい学園のこのグラウンドには既存の照明塔がありますので、既存の照明塔が使えるもの、資料1を見ていただいて、この青で書いている部分については、既存の照明塔が使えるので、この照明塔をそのまま利用させていただいているという状況でございます。

それと、赤で書いている部分につきましては、今回、校舎建設等々で3基撤去をいたしております。それと今回、グラウンド整備におきまして、小学生用グラウンド、中学生用グラウンドそれぞれに野球及びソフト、サッカー、陸上等々を計画いたしておりますので、この各スポーツの基準、ナイター設備でやる場合の基準に沿った形の照度を確保しなければいけないということで、新たに電灯を設置するというような計画でやらせていただいておりますので、前回、変える前の既存の明るさについても、各スポーツの種別ごとには確保できていたというふうに考えております。今回もその部分については確保できるような計画でなされているということでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

行う競技の種類によって明るさが違うというのはわかりますね。野球と、また陸上とは違うでしょうし、その場合、例えば、新設の照明のナンバー11の場合は、丸で22塔としているわけですね。既設の場合のナンバー6の場合は8塔、そして、既設照明のナンバー10の場合は2塔ですね。これは明かりの数が違うんですけど、この内容は能力が一緒なのかということですよ。既設のものと、今まであったものと、これは何十年も前の、10年以上前の施設ですね。それを今、LEDとか、そういうものはできている中で、どういう品質のものをつくるのかということですよ。新設と既設の場合の違いは何ですか。今までと同じものをわざわざつくるのかですね、古い材質を見つけて。それとも、新しい技術を用いてやるのか、その辺を聞いているんですけど。

それと、塔の多さが違うのは今課長が言うように、やるスポーツによって照度を変えるためのものですかね。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

塔数につきましては、先ほども言いましたように各スポーツによって数を変えております。この新規の照明塔のナンバー11、この22塔でございます。このうちの18塔は野球場側に向かって使うと、残りの4塔を小学生用のソフトボールをするときの外野のライトに使うということでございます。それで、内野と外野の明るさについては、それぞれ違いますので、野球場の内野、ここが中心に明るくなるような計画で、各照明塔をつけるというような計画で、今回新たに設置するというふうな計画をさせていただいております。（「わからん」と呼ぶ者あり）

システムにつきましては、今回、スポーツの内容等に合わせた形で、一回スイッチを入れれば、野球をする場合、野球ができるだけのスイッチを入れると、電気がつくというようなところですね。（「課長ちゃんと答弁せにやいかんよ」「スイッチ入れて電気つかんなら何ならん」と呼ぶ者あり）済みません。新たにつけ直します。今現在の部分を新たにつけ直し

ます。（「つけ直す」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

この質問は脇山伸太郎君がするべきだと思いますが、私が電気のことはよくわかりませんが、既設の照明塔はどういうあれでできているんですか。例えば、普通の蛍光灯なのか、それとも、ナトリウム灯なのか、ハロゲン灯を使っているのか、そして、今度、新設のは何を使うんですかと言っているんですよ。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

申しわけありません。照明塔につきましては、メタルハライドランプという、今までどおりのものを使います。LEDについても、どういうものがあるのかということを設計業者に聞いたことがあります。計画段階でようやくLEDのものが出始めた段階だと。今現在ですと、単価自体が3倍から4倍以上違うということで、今回は従来のものを使うということで計画をされたというふうに聞いております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

先ほど岩下委員の質問のあれは、一番はライトの色とか全体的な照度、その場の光の強さですね、それがきちんと満遍なくなるのか。だから、この11番なんかは特に18塔もつけてあるけれども、バランスはきちんととれるか、そこら辺を一番意図的に聞かれたんじゃないかなとちょっと思っているんですけど、そこら辺のバランスですよ。外野にしろ、内野にしろ——もちろん内野と先ほど言われましたけど、そこら辺はきちんとバランスよく照度が計算されているのかということだと思います。

○議長（上田利治君）

松本まちづくり課長。

○まちづくり課長（松本恵一君）

各競技ごとに、先ほども申しましたように、明るさが違って、灯具の数も違います。です

から、野球をする場合、それとか陸上競技、サッカーをする場合、ソフトボールをする場合、それぞれにつく数で調整をするということで内野、外野、それぞれの照度を保てるようなシステムを採用させていただいております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

その後聞こうと思ったんですけど、11番塔とかに18灯ぐらいが野球場のダイヤモンドのほうに向いておけば、外野はまぶしいんじゃないかなとか、そういったところも懸念しました。だけど、スポーツの種目によって、ライトのつけ方も違って、そういった差しさわりのないようになるということですね。それであればいいと思います。池田統括監、答弁願います。

○議長（上田利治君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

るまちづくり課長のほうから御説明申し上げておりますが、私のほうから少し補足させていただきます。

今、脇山議員さんおっしゃられた灯具の数であったり、方向であったり、当然、競技種目に合わせた設営の仕方をしておるといようなことを申しております。もう1つ、その設営の仕方、灯具の数等については、コンピューター上でシミュレーション、照度の届く範囲とか明るさを計算し、シミュレーションを行った上でこういった設営個数になってきております。ですけれども、実際に設置したところで、また照度をはかります。結局、当初の計画どおりの照度が確保できているかどうか、それによって角度を変えてみたり、調整をしたりというような作業は出てくるのかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○５番（脇山伸太郎君）

先ほどのようにやはりシミュレーションして、こういった結果でまた現場が工事が終わったら、ちゃんと照度計算をもう一遍、ライトの向きとか、それもやりかえるという答弁があれば、それが一番いいと思います。

それと、LEDも言われました。3倍から4倍かかる。実際、自分の事務所というか、そ

こにＬＥＤのランプを40ワットの長いやつをかえたんですけれども、ＬＥＤはもちろん消費電力は少ないし、もう普通の蛍光管よりも何倍ももてるという形で私はつけておりましたけれども、蛍光管よりももてなかったのが実際出ています。だから、ＬＥＤはまだまだ、少し不安定じゃないかなというのも自分も感じています。もちろん外灯ですね、防犯灯をＬＥＤにたまにかえたりしますけれども、やはりＬＥＤのほうが色的にも防犯には本当にいいと思いますけれども、まだ少し不安定なところは感じるなというのは自分自身も感じていますから、これを例えば同じ値段だったにしろ、後のメンテナンスでちょっと大変じゃないかなというのも感じます。もちろん今度、役場内もいろいろライト類も交換することはあるかと思いますが、そこら辺も納入に当たっては、中国製とか変なのを買わないほうがいいのじゃないかなとちょっと意見をして終わりたいと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

新設の場合も、今までのものと同じものをつくるということですね。そうした場合は、電球も——電球と言ったらいいのか、それも同じものをするんでしょう。今、ＬＥＤじゃないということですからね。そうした場合、ちょっと小耳に挟んだんですけど、既設の電球も皆入れかえる、取りかえるというふうに聞いたんですけど、それは事実ですか。事実であれば、今までと同じものをするなら、別に切れていないのを取りかえる必要もないんじゃないかと思うんですけど、どういう考え方で全部取りかえられるんですかね。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

今回のライトの交換につきましては、ランプだけでなく、ランプを支えております器具のほう一式をかえるというふうに伺っております。それとあと、今回、器具につきましては、平成6年に設置したままで、20年が経過しております。大体器具に関しましては耐用年数というのが照明の時間にもよりますけれども、10年から12年ということで、それを超えたら器具自体の照明だけでなく、もともと押さえ込んでいる器具もかえたほうがいいということで、これは大体それくらいをもとに、目安にかえたがいいということなんですけど、今回20年を経過しておりますので、器具のもともとをランプと一緒にかえるという計画でご

ざいます。（「無駄遣いも甚だしか」と呼ぶ者あり）

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

電球だけじゃなくて、いわゆるソケットというか、普通、それも台座も一緒にかえるということですね。耐用年数が過ぎていて、まだやりかえると、また新たに余分な分が発生するが、今度かえたほうが安くなるわけですか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

ちょっと今のところランプが切れているところもございますけど、20年という計画は今までたって、交換もしておりませんので、修理等も今後ふえてくるものと思われまいますので、器具そのものと交換したいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

20年もたっているから交換したいということで理解はします。

そしたら、もう1点ちょっと変な聞き方になるかもしれませんが、野球場とソフトを使うほうでは照度が使うわけですね。高さは何メートルぐらいまで想定していますか。ソフトボールが何メートルまで上がるか、野球の場合は何メートルまで、60メートルまでするのか、ヤフードームが天井が何メートルあるのか、その辺はどれぐらいまで野球の場合想定しておられますか。中学校の野球の想定でしょうか、一般の野球の想定でしょうか。

○議長（上田利治君）

井上教育課長。

○教育課長（井上新吾君）

グラウンドの照明につきましては、部活で夜間使うということとはございませんので、グラウンド照明を使うのは社会体育で使うものと考えております。一般の方が使用するときに、グラウンドの照明については利用していく予定ですので、そういったソフトとか野球とかにつきましては、照明を使う場合については、社会一般の方が利用する範囲で、そういった打

球とかの方向は考えなくちゃいけないかと思っております。（「何メートルになる」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっとそこまではわからない——そういったデータを持ち合わせておりませんので、済みません。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

結構です。わかりました。

あと1点、今度、遊具も教育長、一緒に計画されていますけど、駐車場の問題ですね。今、先生方、町民会館のほうの駐車場に置いてあって、3分の1以上は朝、埋まるわけですね。初め、この校舎を建築するときは、町民会館の駐車場には迷惑をかけないというようなことをおっしゃってまして、私も今度、周りにできるのかなと思っておりましたが、今回一切ないですね。その駐車場は体育館の下の部分と、ほかで賄うことはできないんですか。今のままだったら、町民会館で何か行事があるときはもう先生たちの車が半分近く占拠しているという形なんですよ。これではちょっと最初の計画と、教育長が言っていたのは違うんじゃないかというふうに思うんですけど。

それと、教育長は今、町民会館の中の公民館長室にいますよね。それじゃどうも、いろんな話を聞いてみると、やはり教育長がおらんと締まらんのじゃないか、あなたがおってみかじめをして、先生、職員室と校長室があって、教育課の部屋がありますね。その辺のうまいところ横の連絡、縦の問題も、やはりあなたがあそこにおって、もう1つ、2つ部屋があったほうがよかったんですよ。教育委員さんが行っても、廊下のベンチに座らにゃいかん。そして、来客があっても、校長室の普通の事務するところですね、別に応接室もない。それはもう設計上つくり上げてしまったものはどうもならないですけども、駐車場の件と、あなたがやはり教育課の中に、あなたの部屋も別にあるべきだったと思うんですけど、それを今変えるつもりはないですか。

○議長（上田利治君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

まず、駐車場の件については本当に申しわけなく思っております。社会教育の事業におきますさまざまな行事のすり合わせと、それから、学校との連携を十分とっていかないといけ

ないというふうに思っております。私もさまざまな行事があるときに体育館下の駐車場を見るたびに、本当に心苦しく思っております。大変申しわけなく思っております。善処させていただきたいというふうに思っております。（「善処」と呼ぶ者あり）はい。（「今から考えるということ」と呼ぶ者あり）よいほうに向けて、行わせていただきたいと思います。

（「今度の中では考えんとね。もうこれで終わりばい、工事は」と呼ぶ者あり）なかなかスペースがございませんので、私としては、町民の方々が優先的に利用するところが旧町民会館前の駐車場というふうに思っております。先生方の駐車場というのは、朝、置いたら帰るまで、もうその車は動きませんので、要するに、デッドスペースになってしまうわけですね。そうすると、今、例えば、学校とか町民会館の周りで、デッドスペースというのは結構あります。ちょっと校舎からは遠いところになるかも知れませんが、町民の方の利用を優先するという考えで先生方にはちょっと長く歩いてもらうとか、そういうことも検討させていただこうかなというふうに思っております。

それから、2つ目です。私の仕事のやり方ということでございます。まだ1学期がやっと終わった時点で、私も学校もまだまだなれていないところがございます。2学期、3学期と1年間ですね、実際やってみて、私の仕事のやり方とか働きぶり、みかじめのやり方ですね、そういうことも実績を踏まえて、また対応させていただければというふうに思っております。

それから、今後の校舎の利用状況、子供の数とかさまざまなことを変化はしていくものというふうに思います。そういう中で、新校舎の中でどのような部屋割りをやっていくか、それも今後の課題であろうというふうに思っております。十分な、はっきりした答弁になりませんでしたけれども、要は、対処をさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○委員（岩下孝嗣君）

今までにない方式で小中一貫校、それもみんなオープンの形にして、その中で教育長が別の場所におる、そういうことが私としてはちょっと異常じゃないかなと思ったわけですね。それも1学期が終わっただけなので、これからも推移を見てということでしょうけど、その辺は当分、教育長の判断にお任せをいたします。同じことをやっても必ず新しいことをやれば、賛否両論出るわけですね。そういうのも一々聞いていたら、あなたも頭がつつき出す

でしょうけど、私たちも同じようなことを町民から聞くしですね。だから、本当に子供たちの教育のためには何がいいのか、学校教育も家庭教育も含めて、社会教育とともによく教育長、コミュニティーセンターのことも言われますけど、みんなひっくるめた上で、子供たちに生きる力、生活できる力を与えていくための学校だと思っておりますので、教育長、今後ともあなたの——体は小さいけど、バイタリティーがありますので、その辺でめげることなく頑張ってください。

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 玄海みらい学園プール・グラウンド整備（電気設備）工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成27年第3回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員